別紙3

玉村町の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和5年1月1日）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 35,820	千円 12,276,810	千円 905,620	千円 2,257,275	% 18.4	% 17.1

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
令和4年度	人 212	千円 789,231	千円 117,028	千円 312,480	千円 1,218,739	千円 5,749	千円 5,685

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数については、令和４年４月１日現在の人数である。
　　また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
　　３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

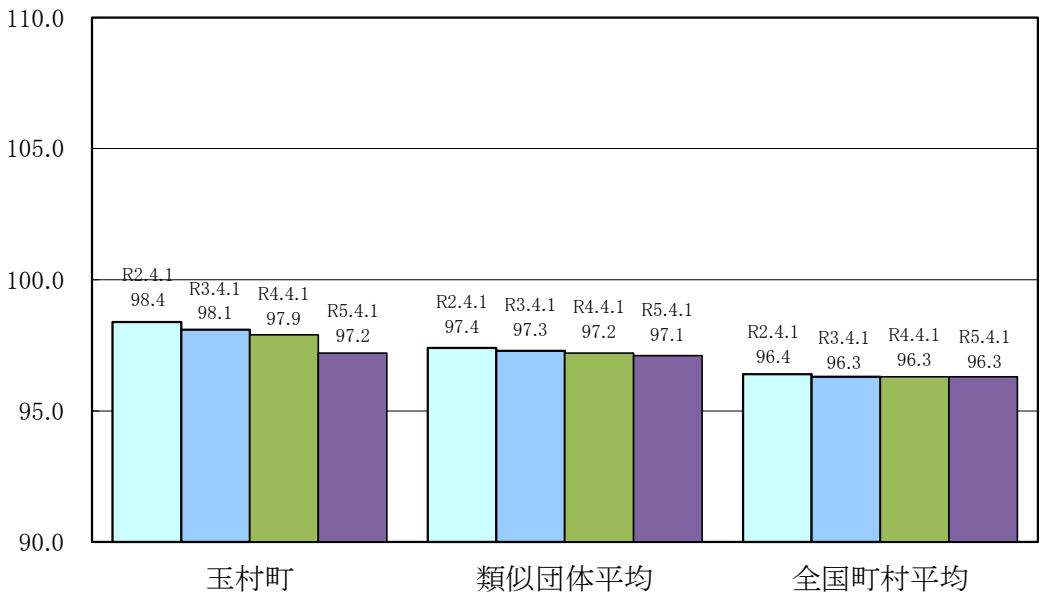

（注）　１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※　令和５年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている.

①給料表の見直し
［ 実施　　未実施］
実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

【給料表の改定実施時期】平成２８年４月１日
【内容】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％の引き下げを行った。
激変緩和のため、２年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し
実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

【支給割合】国基準では支給対象地域ではないため、玉村町においても支給していない。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和５年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
玉村町	42.3　歳	324,813　円	383,400　円	361,693　円
群馬県	42.8　歳	327,200　円	398,838　円	358,600　円
国	42.4　歳	322,487　円	―	404,015　円
類似団体	41.3　歳	304,046　円	376,949　円	337,759　円

③教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
玉村町	41.1　歳	314,400　円	332,936　円
群馬県	47.5　歳	379,097　円	428,338　円
類似団体	40.1　歳	293,293　円	330,444　円

(2) 職員の初任給の状況（令和５年４月１日現在）

区　分		玉村町	群馬県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200　円	190,200　円	185,200　円
	高 校 卒	158,900　円	157,900　円	154,600　円
技能労務職	高 校 卒	158,900　円	153,500　円	－　円
	中 学 卒	ー　円	ー　円	ー　円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和５年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,875　円	340,275　円	370,600　円	388,580　円
	高 校 卒	244,233　円	337,333　円	358,333　円	372,983　円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（1）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の業務	人 7	% 5.1	円 150,100	円 247,600
2 級	主任の業務	人 13	% 9.4	円 198,500	円 304,200
3 級	主査の業務	人 44	% 31.9	円 234,400	円 350,000
4 級	係長、係長代理又はこれに相当する職の職務	人 48	% 34.8	円 266,000	円 381,000
5 級	室長又はこれに相当する職、課長補佐の職務	人 14	% 10.1	円 290,700	円 393,000
6 級	課長の職務	人 12	% 8.7	円 319,200	円 410,200

（注）１　玉村町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

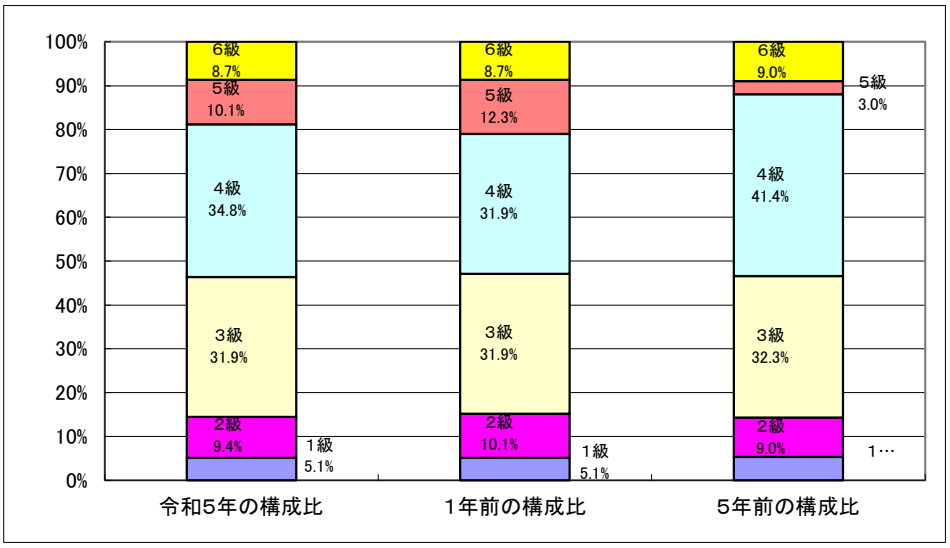

（注）平成１８年に８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和５年４月１日現在）

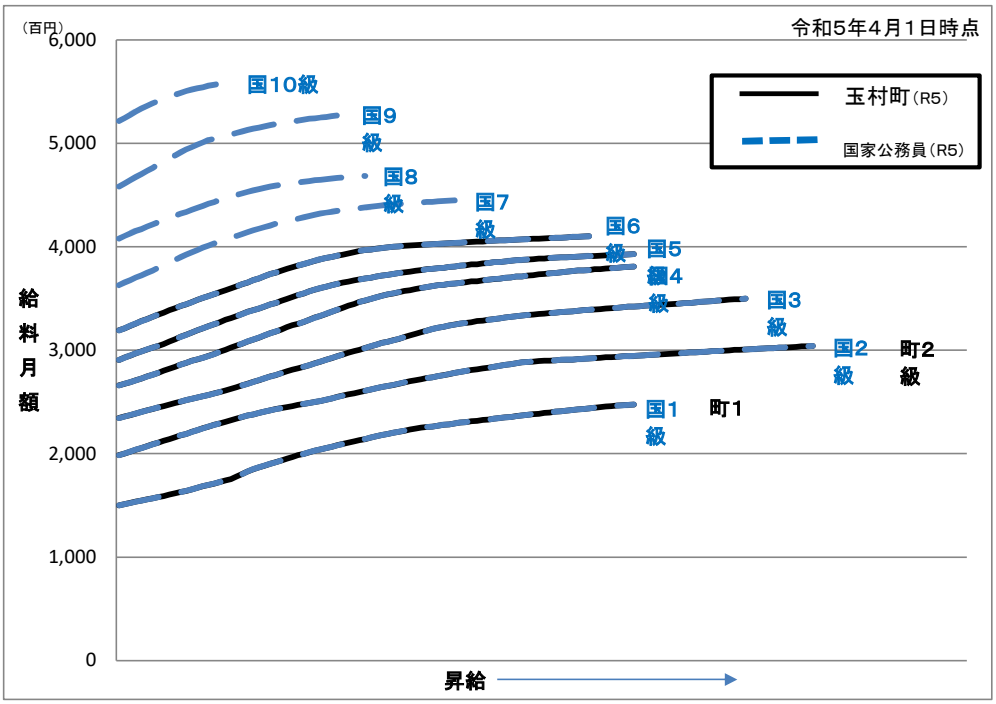

（３）昇給への人事評価の活用状況（玉村町）

令和５年４月２日から令和６年４月１日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玉村町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,553　千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,617 千円	―
(令和4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.4　月分　2.0　月分 (　1.35　)月分　(　0.95　)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.4　月分　2.0　月分 (　1.35　)月分　(　0.95　)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.4　月分　2.0　月分 (　1.35　)月分　(　0.95　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～16%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）（玉村町）

令和５年度中における運用		管理職		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和５年４月１日現在）

玉村町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.709　月分	47.709　月分	最高限度額	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(割増率　2～45%)			定年前早期退職特例措置(割増率　2～45%)		
(退職時特別昇給　なし　)					
1人当たり平均支給額	296　千円	21,092　千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和５年４月１日現在）

支給実績(令和4年度決算)		112　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		111,996　円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
前橋市	3　%	2　人	3　%
東京都のうち特別区	20　%	0　人	20　%

(4) 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績(令和4年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)			0.0 %	
手当の種類(手当数)			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫、行旅病死人業務手当	感染症等防疫、行旅病死人の作業に従事した職員	感染症防疫、行旅病死人の作業	0 千円	1日当たり5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	31,921 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	205 千円
支給実績（令和３年度決算）	26,497 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	170 千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和３年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者･･･6,500円 配偶者以外の扶養親族･･･10,000円 16歳から22歳までの子･･･5,000円加算	同じ		18,725 千円	220,297 円
住居手当	借家の場合(月額16,000円を超える家賃の支払者) 最高支給限度額･･･28,000円	同じ		11,885 千円	270,118 円
通勤手当	自転車などの交通用具使用者の場合 ･通勤距離により、31,600円/月限度 交通機関利用者の場合 ･定期券等による運賃相当額(55,000円／月限度)	同じ		8,053 千円	46,819 円
管理職手当	役職により、定額を支給 1種 総務課長 75,000円/月 2種 課長職(総務課長除く)62,900円/月 3種 室長職 54,800円/月 4種 課長補佐職 49,800円/月 5種 係長職 39,900円/月	異なる	支給単価	43,156 千円	519,947 円
日直手当	1回につき4,400円(5時間未満の場合は2,200円)	同じ		1,063 千円	7,839 円

５　特別職の報酬等の状況（令和５年４月１日現在）

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額
給料	町長	725,000 円 (— 円)	920,000 円／ 580,800 円
	副町長	612,000 円 (円)	760,000 円／ 522,000 円
報酬	議長	324,000 円 (— 円)	499,000 円／ 252,000 円
	副議長	266,000 円 (— 円)	430,000 円／ 202,000 円
	議員	242,000 円 (— 円)	400,000 円／ 174,000 円
期末手当	町長 副町長	(令和4年度支給割合) 4.35 月分	
	議長 副議長 議員	(令和4年度支給割合) 4.35 月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)　(支給時期)
	町長	725千円×在職年数×520/100	15,080千円　任期毎
	副町長	612千円×在職年数×300/100	7,344千円　任期毎
	備考		

(注) 1　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　2　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数 令和4年	職員数 令和5年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	43	43	0	
		税務	19	19	0	
		民生	68	69	1	コミュニティソーシャルワーカー採用による増員
		衛生	19	17	▲2	新型コロナウイルス関連業務に対応した減
		労働	1	1	0	
		農林水産	7	7	0	
		商工	4	4	0	
		土木	11	11	0	
		計	175	174	0	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 48.21 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 52.52 人)
	教育部門		37	36	▲1	社会体育館を指定管理としたことによる減
	小計		212	210	▲2	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 58.37 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 66.46 人)
公営企業等会計部	水道		6	6	0	
	下水道		5	5	0	
	その他		16	16	0	
	小計		27	27	0	
合計			239 [241]	237 [241]	▲2 [0]	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 65.87 人

(注) 1　職員数は一般職に属する職員数である。
　　2　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和５年４月１日現在）

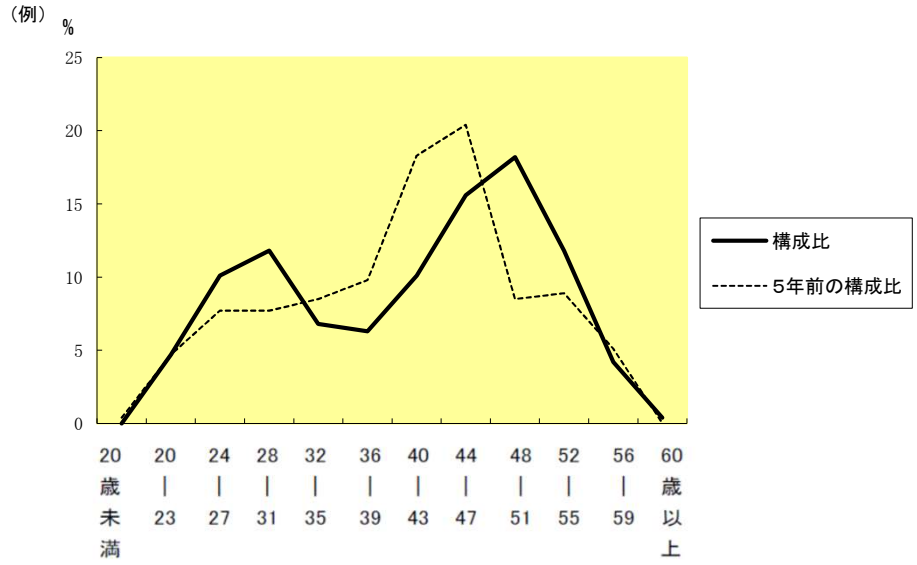

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 11	人 24	人 28	人 16	人 15	人 24	人 37	人 43	人 28	人 10	人 1	人 237

(3)職員数の推移

（単位：人・%）

部門別＼年度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	170	170	174	175	175	174	4(2.3%)
教育	40	36	36	36	37	36	▲4(▲10%)
普通会計計	210	206	210	211	212	210	0(0%)
公営企業等会計計	25	27	27	27	27	27	2(8%)
総合計	235	233	237	238	239	237	2(0.9%)

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
　　２　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和3年度の総費用に占める職員給与比率
令和4年度	千円 449,171	千円 67,813	千円 26,193	% 5.8	8.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費22,527千円を含まない。

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり給与費　B/A
令和4年度	人 5.5	千円 21,177	千円 2,803	千円 8,504	千円 11,307	千円 2,056

(参考)市町村平均一人当たり給与費
千円 5,685

(注) 1　職員手当には退職給与金を含まない。
2　職員数については、令和4年4月31日現在の人数である。任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。また、上下水道課長の給料・手当等について4月～9月分は上下水道事業総係費へ計上、10～3月分については公共下水道維持管理費に計上するため、水道事業0.5人分、下水道事業0.5人分とする。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項　なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
玉村町	41.6　歳	328,200　円	519,193　円
市町村平均	45.7　歳	335,310　円	500,619　円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

水　道　事　業	市町村平均(政令指定都市を除く)
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,546　千円	1人当たり平均支給額(令和4年度)(市町村平均) 1,437　千円
(令和4年度支給割合) 期末手当　2.4　月分　(　1.35　)月分 勤勉手当　2.0　月分　(　0.95　)月分	―
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～16%	―

(注) (　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和５年４月１日現在）

玉　村　町			市町村平均(政令指定都市を除く)
(支給率)	自己都合	応募認定･定年	―
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(割増率　2～45%)			
(退職時特別昇給	なし	)	
1人当たり平均支給額	0　千円	0　千円	1人あたり平均支給額　8,676　千円

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（令和５年４月１日現在）

支給実績(令和4年度決算)			0　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			0　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
前橋市	3　%	0　人	3　%
東京都のうち特別区	20　%	0　人	20　%

エ　特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績(令和4年度決算)			0　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			0　円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)			0.0　%	
手当の種類(手当数)			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫、行旅病死人業務手当	感染症等防疫、行旅病死人の作業に従事した職員	感染症防疫、行旅病死人の作業	0千円	1日当たり 5,000円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	111　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	56　千円
支給実績（令和３年度決算）	107　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	54　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者･･･6,500円 配偶者以外の扶養親族･･･10,000円 16歳から22歳までの子･･･5,000円加算	同じ		376　千円	93,875　円
住居手当	借家の場合(月額16,000円を超える家賃の支払者) 最高支給限度額･･･28,000円	同じ		299　千円	298,800　円
通勤手当	自転車などの交通用具使用者の場合 ・通勤距離により、31,600円/月限度 交通機関利用者の場合 ・定期券等による運賃相当額(55,000円／月限度)	同じ		84　千円	24,000　円
管理職手当	役職により、定額を支給 1種 総務課長　75,000円/月 2種 課長職(総務課長除く)62,900円/月 4種 課長補佐職　49,800円/月 5種 係長職　39,900円/月	異なる	支給単価	1,933　千円	552,171　円
日直手当	1回につき4,400円(5時間未満の場合は2,200円)	同じ		0　千円	0　円

(2)　下水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和3年度の総費用に占める職員給与費比率
令和4年度	千円 717,961	千円 34,881	千円 20,857	% 2.9	% 3.0

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費31,597千円を含まない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
令和3年度	人 5.5	千円 23,439	千円 2,659	千円 9,877	千円 35,976	千円 6,541

(参考)市町村平均一人当たり給与費
千円 5,920

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
２　職員数については、令和４年３月３１日現在の人数である。任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。また、上下水道課長の給料・手当等について4月～9月分は上下水道事業総係費へ計上、10～3月分については公共下水道維持管理費に計上ため、水道事業0.5人分、下水道事業0.5人分とする。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項　なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
玉村町	44.7　歳	352,309　円	574,262　円
市町村平均	44.3　歳	330,766　円	493,186　円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

下　水　道　事　業	市町村平均(政令指定都市を除く)
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,783　千円	1人当たり平均支給額(令和4年度)(市町村平均) 1,424　千円
(令和4年度支給割合) 期末手当　2.4　月分　(　1.35　)月分 勤勉手当　2.0　月分　(　0.95　)月分	―
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～16%	―

（注）(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和５年４月１日現在）

玉　村　町			市町村平均(政令指定都市を除く)
(支給率)	自己都合	応募認定･定年	―
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(割増率　2～45%)			
(退職時特別昇給　なし　)			
1人当たり平均支給額	0　千円	0　千円	1人当たり平均支給額　6,237　千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（令和５年４月１日現在）

支給実績(令和4年度決算)		0　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0　円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
前橋市	3　%	0　人	3　%
東京都のうち特別区	20　%	0　人	20　%

エ　特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績(令和4年度決算)			0　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			0　円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)			0.0　%	
手当の種類(手当数)			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫、行旅病死人業務手当	感染症等防疫、行旅病死人の作業に従事した職員	感染症防疫、行旅病死人の作業	0千円	1日当たり 5,000円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	174　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	58　千円
支給実績（令和３年度決算）	187　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	62　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和3年度決算）
扶養手当	配偶者･･･6,500円 配偶者以外の扶養親族･･･10,000円 16歳から22歳までの子･･･5,000円加算	同じ		858　千円	286,000　円
住居手当	借家の場合(月額16,000円を超える家賃の支払者) 最高支給限度額･･･28,000円	同じ		0　千円	0　円
通勤手当	自転車などの交通用具使用者の場合 ・通勤距離により、31,600円/月限度 交通機関利用者の場合 ・定期券等による運賃相当額(55,000円／月限度)	同じ		161　千円	35,733　円
管理職手当	役職により、定額を支給 1種 総務課長　75,000円/月 2種 課長職(総務課長除く)62,900円/月 4種 課長補佐職　49,800円/月 5種 係長職　39,900円/月	異なる	支給単価	1,454　千円	581,520　円
日直手当	1回につき4,400円(5時間未満の場合は2,200円)	同じ		0　千円	0　円